



2023年3月31日

各 位

会 社 名 日新電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 松下 芳弘
(コード：6641、東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経理部長 新田 和久
(TEL. 075-864-8315)

**住友電気工業株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2023年3月23日付「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」といいます。）は、2023年2月3日から2023年3月22日まで当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2023年3月29日をもって、当社株式99,827,546株（議決権所有割合（注）93.41%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）「議決権所有割合」は、当社が2023年1月31日に公表した2023年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2022年12月31日現在の当社の発行済株式総数（107,832,445株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（958,050株）を控除した株式数（106,874,395株）に係る議決権の数（1,068,743個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

住友電気工業は、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社が2023年2月2日に公表いたしました「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、住友電気工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を住友電気工業の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（住友電気工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付で住友電気工業より本株式売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本株式売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2023年4月26日まで整理銘柄に指定さ

れた後、2023年4月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなります。また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、住友電気工業は、2023年3月期に係る2023年6月開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することのできる株主を、住友電気工業のみとするため、本株式売渡請求の取得日以降速やかに、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことであり、当該要請後速やかに（遅くとも2023年6月の本定時株主総会までに）、当社において、当該定款の一部変更を行う株主総会を実施する予定です。その場合、当社の2023年3月31日の株主名簿に記載又は記録された住友電気工業以外の株主は、本定時株主総会において権利を行使できなくなりますので、併せてお知らせいたします。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	住友電気工業株式会社	
(2) 所 在 地	大阪府中央区北浜四丁目5番33号（住友ビル）	
(3) 代表者の役職・氏名	社長 井上 治	
(4) 事 業 内 容	自動車関連事業、情報通信関連事業、エレクトロニクス関連事業、環境エネルギー関連事業、産業素材関連事業他	
(5) 資 本 金	99,737百万円（2022年12月31日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	1920年12月10日	
(7) 大株主及び持株比率 （2022年9月30日現在） （注1）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17.21%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9.05%
	日本生命保険相互会社	3.17%
	住友生命保険相互会社	1.99%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口J）	1.61%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1.53%
	高知信用金庫	1.45%
	CEP LUX-ORBIS SICAV	1.37%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781	1.30%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1.25%
(8) 当社と特別支配株主の関係		
	資 本 関 係	住友電気工業は、本日現在、当社株式99,827,546株（議決権所有割合93.41%）を保有しております。
	人 的 関 係	本日現在、住友電気工業における役職員兼務に該当する事項はありませんが、当社の取締役6名のうち3名、当社の監査役5名のうち1名が住友電気工業の出身であります。また、上記のほか、当社の従業員2名が住友電気工業に出向しており、住友電気工業の従業員5名が当社に出向しています。
	取 引 関 係	住友電気工業と当社との間には、住友電気工業への当社製品の販売及び配当金の支払い、並びに、住友電気工業からの電力用ケーブル等の仕入れ及び共同開発費用の受取があります。

関連当事者への 該当状況	住友電気工業は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。
-----------------	-----------------------------------

(注1)「大株主及び持株比率」については、住友電気工業が2022年11月7日に提出した第153期第2四半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 本株式売渡請求の日程

売渡請求日	2023年3月31日(金)
当社取締役会決議日	2023年3月31日(金)
売買最終日	2023年4月26日(水)(予定)
上場廃止日	2023年4月27日(木)(予定)
取得日	2023年5月1日(月)(予定)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、1,700円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、住友電気工業より、2023年3月31日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

住友電気工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき1,700円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2023年5月1日

(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

住友電気工業は、本株式売渡対価の全てを、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)との間で2023年3月23日付で締結したローン契約書に基づく借入金によりお支払いすることを予定しております。なお、住友電気工業において、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について住友電気工業が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付けが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2023 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑦当社の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

当社は、2022 年 11 月 2 日、住友電気工業より本取引に関する初期的な意向表明書が提出されたことを契機として、同月 29 日、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。そして、当社は、住友電気工業が当社の支配株主であり、当社における本取引の検討の過程において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、大江橋法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、住友電気工業から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様のご利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2022 年 11 月 29 日開催の当社取締役会における決議により、百合野正博氏（当社独立社外取締役、同志社大学名誉教授、学校法人同志社監事）、平林幸子氏（当社独立社外取締役、京都中央信用金庫相談役、学校法人立命館理事・評議員）、田中等氏（当社独立社外監査役、弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士・代表社員、テイカ株式会社社外取締役）及び佐伯剛氏（当社独立社外監査役、公認会計士）の 4 名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）の妥当性、(iii) 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、当社取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意

見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の住友電気工業による当社の完全子会社化に必要な手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を行うこと。)の意思決定をすることが適切かを勧告し、また、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて意見を述べること(以下「本諮問事項」といいます。)を諮問し、最終的に答申書(以下「本答申書」といいます。)にまとめ、当社取締役会に提出することを委嘱いたしました。また、当社取締役会は、特別委員会の設置にあたり、本取引に関する意思決定を行うに際して、特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定することとし、特別委員会が本取引の条件を妥当でないと判断した場合、当該条件による本取引を承認しないものとすることを決議しました。さらに、当社取締役会は、特別委員会に対し、(i)当社の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(ii)本取引の取引条件等に関する交渉について、当社に対して意見を述べる権限、(iii)当社が選任した当社の外部専門家アドバイザーを承認(追認を含む。)する権限、(iv)当社の費用負担において、当社の外部専門家アドバイザーに助言を求める権限、(v)当社の費用負担において、特別委員会独自の第三者算定機関を選任し、助言を求める権限(株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得依頼を含む。)を付与することを決議しております。なお、特別委員会は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2022年12月13日、独自の第三者算定機関として、株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を選任しております。

また、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会において、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに当社の法務アドバイザーである大江橋法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、住友電気工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて特別委員会の確認を受けております(かかる検討体制の詳細については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。)

その上で、当社は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や当社の足元の株価動向等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、住友電気工業との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、大江橋法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受けながら、住友電気工業との間で、複数回にわたる協議・検討を重ねた上で、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、2023年1月5日、当社は、住友電気工業より、当社株式の市場株価の動向及び2022年12月上旬から2023年1月中旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの進捗状況を踏まえて、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)による当社株式の評価分析及び本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、本公開買付け価格を1,550円(前営業日時点の

東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,278 円に対し、21.28%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）とする提案を受領しました。住友電気工業からの提案に対し、同月 6 日、当社は、当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当該時点における当社株式の価値算定結果、特別委員会の第三者算定機関であるプルータスによる当該時点における当社株式の価値算定結果を踏まえた特別委員会の意見、本取引と類似した完全子会社化事例におけるプレミアム水準、及び市場株価の動向（直近 1 年間程度における場中高値の水準）等も踏まえ、本公開買付価格として提案を受けた 1,550 円は、本取引に係る公開買付けに賛同表明及び応募推奨を行う上で想定している価格水準からは大きく乖離しているとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月 17 日、当社は、住友電気工業より、本公開買付価格を 1,600 円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,293 円に対し、23.74%のプレミアム）としたい旨の再提案を受領しました。住友電気工業からの再提案に対し、同月 20 日、当社は、上記と同様の理由により、本公開買付価格として再提案を受けた 1,600 円は、本取引に係る公開買付けに賛同表明及び応募推奨を行う上で想定している価格水準からは大きく乖離しており、当社が実現しうる本源的価値が十分に反映されたものとは評価できず、また、当社の少数株主の利益に対して十分な配慮がされた水準であるとも評価できないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月 24 日、当社は、住友電気工業より、本公開買付価格を 1,650 円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,302 円に対し、26.73%のプレミアム）としたい旨の再提案を受領しました。かかる住友電気工業からの再提案に対し、同月 27 日、当社は、上記と同様の理由により、本公開買付価格として再提案を受けた 1,650 円は、本取引に係る公開買付けに賛同表明及び応募推奨を行う上で想定している価格水準には達しておらず、当社が実現しうる本源的価値が十分に反映されたものとは評価できず、また、当社の少数株主の利益に対して十分な配慮がされた水準であるとも評価できないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月 30 日、当社は、住友電気工業より、本公開買付価格を 1,675 円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,339 円に対し、25.09%のプレミアム）としたい旨の再提案を受領しました。かかる住友電気工業からの再提案に対し、同月 31 日、当社は、上記と同様の理由により、本公開買付価格として再提案を受けた 1,675 円は、本取引に係る公開買付けに賛同表明及び応募推奨を行う上で想定している価格水準には達しておらず、当社が実現しうる本源的価値が十分に反映されたものとは評価できず、また、当社の少数株主の利益に対して十分な配慮がされた水準であるとも評価できないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月 31 日、当社は、住友電気工業より、本公開買付価格を 1,700 円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 1,325 円に対し、28.30%のプレミアム）としたい旨の再提案を受領し、かかる提案に対し、2 月 2 日、当社より住友電気工業からの提案を受諾する旨の回答を行ったことで、住友電気工業との間で本公開買付価格を 1,700 円とすることについて、合意に至りました。

以上の経緯の下で、当社は、2023 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、大江橋法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2023 年 2 月 1 日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）及び本公開買付価格である 1 株当たり 1,700 円が当社の株主（住友電気工業及びその関係会社を除きます。）にとって

財務的見地より妥当であると判断する旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）」といいます。）の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン（プルータス）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、住友電気工業の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社は、2007年12月に住友電気工業及び当社の一層の事業基盤強化と企業価値の向上を目的として、両社が保有する経営資源を相互に活用し、連携を強化することが、より効率的かつ効果的であると考え、住友電気工業による公開買付けを通じて、住友電気工業の連結子会社となりました。具体的には、成長が見込まれるアジア、中近東等の新興国での市場開拓や営業ネットワークの相互活用による両社の製品拡販、環境・資源・エネルギー分野での新製品・新規事業の創出等を見込んでおりました。

その後、当社グループでは、住友電気工業が当社の親会社となったことを契機として住友電気工業との協業をさらに強化するために、具体的なテーマを挙げながら協業の内容について検討を行う等して、電力システム改革の進展や環境意識の向上、持続可能な社会に向けた動きに対応すべく、研究開発や営業活動等に取り組み、その結果、風力発電案件における送変電パッケージ事業での大口件名の受注やエネルギーマネジメントシステムの共同開発・事業化等で住友電気工業との協業についての一定の成果を挙げてまいりました。

他方で、当社を取り巻く事業環境は、SDGsに表されるような社会課題の解決に対する取組みが重要となる中、日本政府も脱炭素社会を見据えた取組みを加速させているように、地球温暖化対策として化石燃料から再生可能エネルギーを電源とする電気化への構造的、不可逆的シフトが起きていると考えております。具体的には、電力産業の自由化による発送配電分離、化石燃料から再生可能エネルギーを電源とする電気化への構造変化に伴う電力関連産業への新規参入の増加と競争の激化に加え、変電所の自動化や集中電源から分散電源への移行に伴う制御のデジタル化・高度化といった技術的な変化や、自動車業界においてもEV化に向けた材料技術や加工技術の変化が挙げられます。

そうした外部環境変化の中で、電力機器単品販売から顧客の困り事を踏まえたソリューション提案への転換、分散電源やオフグリッド化の進展によるプレーヤーの変化への対応、将来のデジタル化や直流配電等、技術革新や旺盛な需要成長が期待されるグローバル市場に向けたリソースの拡充が今後の事業課題になっています。

上記の事業環境の変化や事業課題を想定し、これまでも、当社は、住友電気工業と人材の交流や共同営業を行う等の連携を図ってきましたが、刻一刻と変化する事業環境や事業課題にタイムリーに対応し、当社の企業価値をさらに向上させるには、当社と住友電気工業がより一層の一体感とスピード感をもって提案活動や意思決定をしていくことが重要と考えております。

他方で、近年、コーポレート・ガバナンス改革や資本市場に対する規制も強化される中、当社は独立した上場会社でもあるため、住友電気工業以外の少数株主にも配慮しながら、当社単独として適切な意思決定・機関決定プロセスを経る必要があり、住友電気工業グループと当社グループの経営資源の相互活用については、住友電気工業グループと少数株主との利益相反の懸念、当社としての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその推進を行うことに一定の制約や限界が存

在していたと考えております。

本取引後においては、住友電気工業の完全子会社になることで、そのような住友電気工業グループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、中長期的な成長の観点から必要な機密情報を含む両社経営資源の一層の共有および活用を促し、より高性能な製品、システム、ソリューションの開発を加速化できるようになり、以下の主なシナジーにより、上記の事業課題を克服することに繋がるものと考えています。

I. 技術的な組み合わせによるビジネスの深化と拡大

<電力・環境システム領域>

・風力発電向け送変電パッケージ：

住友電気工業の電線に関する設計・製造・加工技術と当社の電力機器システムに関する設計・製造・加工技術を組み合わせ、風力発電事業者に対して、両社が一体的に送変電ソリューションを提案することができます。

・エネルギーマネジメントシステム：

当社の電力需要家に対する知見と、電力システムに関する住友電気工業の技術及び顧客基盤を組み合わせ、顧客の複数拠点をカバーする統合エネルギーソリューションを設計・開発し、共同マーケティングを進め、スマートコミュニティやマイクログリッド案件への展開が考えられます。

・脱炭素ソリューション：

太陽光発電設備と住友電気工業の蓄電技術、当社の受変電技術やエネルギーマネジメントに関する知見を最適な形で組み合わせ、製造拠点等へ脱炭素ソリューションを展開（例：ネットゼロ工場）することが考えられます。

<ビーム・プラズマ領域>

・住友電気工業の設備ユーザとしての知見やノウハウの一層の共有による当社製造装置の性能向上が考えられます。

・当社の電子線照射装置技術と住友電気工業の材料技術の組み合わせによる住友電気工業の事業の生産性向上、および材料の機能向上（耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性アップ）が考えられます。

<装置部品ソリューション領域ほか>

・当社の高度な金属加工技術と両社の設備や人材、顧客情報等を共有することによる、当社の装置部品ソリューション事業の拡大、並びに住友電気工業の部品製作や装置組立の性能・コスト向上が考えられます。

II. リソース活用によるグローバルプレゼンス向上やビジネスの深化と拡大

- ①両社のグローバル拠点での協力体制強化により、両社事業の一層の海外展開を推進するとともに、両社保有の顧客基盤や営業拠点の共有、相互活用促進によるグローバルマーケティングの推進や、両社のグローバル市場での経験を集合知化することによるリスクマネジメントの強化が考えられます。
- ②人材強化、ローテーションによる両社の知見の融合や、知的財産、ノウハウ、技術ネットワーク、人材等の機動的かつ柔軟な交流、融合、活用により、新たな製品・イノベーションの創出の可能性が広がります。

III. 間接部門の効率化による利益の確保

上場会社としての管理コストの削減だけでなく、管理部門の業務フローや機能、拠点、リソース配置のレイアウトを点検し、重複するものの配転等による効率化、コスト低減を実現することで、限られたリソースをビジネス展開に傾注させることができ、事業環境の変化に対しても現在の高い利益体質を維持、継続することに繋がると考えております。

なお、一般論として、上場廃止に伴い、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす可能性が考えられますが、現在の当社が保有する現預金の水準に鑑みると、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、また、これまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、電力機器業界におけるブランド力や知名度は既に浸透し、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていると考えております。加えて、住友電気工業と当社とのシナジーの実現を通じた両社の企業価値向上を図るとの住友電気工業の方針も踏まえると、本取引によるデメリットとして重大なものは特に見当たらないと考えております。

以上により、当社が住友電気工業の完全子会社となることが、当社グループの企業価値向上に資する最善の策であると判断しました。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり1,700円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (i) 当該価格が、当社において、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、住友電気工業との十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。
- (ii) 当該価格が、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の範囲内であること、また、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格である1株当たり1,700円が当社の株主（住友電気工業及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）が発行されていること。
- (iii) 当該価格が、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェア

ネス・オピニオンの取得」に記載の本株式価値算定書（ブルータス）におけるブルータスによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法による算定結果を上回っており、類似会社比較法による算定結果の範囲内であり、また、DCF法による算定結果の範囲内であること、また、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、ブルータスから本公開買付価格である1株当たり1,700円が当社の株主（住友電気工業を除きます。）にとって財務的な見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオン（ブルータス）が発行されていること。

- (iv) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年2月1日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,373円に対して23.82%、2023年2月1日から直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して29.87%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円に対して28.40%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円に対して23.64%のプレミアムが加算されたものであり、本取引と類似する非公開化を目的とした他の公開買付けの事例（注）におけるプレミアムの水準の範囲内であり、当社株式の直近5年間の終値最高値である1,643円及び場中最高値である1,674円を超える水準であること。

（注）当社は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2023年1月31日までに公表された買付代金500億円以上かつ公開買付け前の公開買付者及び特別関係者の議決権合計割合25%以上の非公開化事例（ただし、ファンドによる買収事例、MBO事例及びリーク等により参照することが適切ではないと考えられる事例を除く）17件におけるプレミアム割合を参照しており、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムのレンジは、順に17～85%、21～82%、22～81%、11～80%です。

- (v) 当該価格は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年2月2日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。当該取締役会における決議の方法については、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑦当社の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2023年3月23日、住友電気工業より、本公開買付けの結果について、当社株式44,836,371株の応募があり、買付予定数の下限（16,258,425株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株式の全てを取得することとなった旨の報告を受けました。その結果、2023年3月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、住友電気工業の所有する当社株式の議決権所有割合は93.41%となり、住友電気工業は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、住友電気工業より、本日付で、本意見表明プレスリリースの

「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(a) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、当該価格は、上記のとおり、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の実質的な関与の下、住友電気工業との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びブルータスから、本公開買付価格である1株当たり1,700円が当社の株主(住友電気工業及びその関係会社を除きます。)にとって財務の見地より妥当であると判断する旨の本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(ブルータス)が発行されており、また、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(c) 住友電気工業は、本株式売渡対価の全てを、三井住友銀行との間で2023年3月23日付で締結したローン契約書に基づく借入金により支払うことを予定しているとのことであり、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、三井住友銀行が作成した2023年2月1日付融資証明書を確認し、その後、住友電気工業及び三井住友銀行との間で当該融資に係るローン契約書が締結されたことを確認することにより住友電気工業による資金確保の方法を確認していること、また、住友電気工業によれば、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことであること等から、住友電気工業による本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、住友電気工業からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2023年4月26日まで整理銘柄に指定された後、2023年4月27日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、住友電気工業及び当社は、当社が住友電気工業の連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、住友電気工業と当社の少数株主の間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、それぞれ以下のような措置を実施しております。

なお、住友電気工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの公表日（2023年2月2日）時点において、当社株式54,991,175株（議決権所有割合：51.45%）を所有していたため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、住友電気工業及び当社において以下①から⑨の措置を講じていることから、住友電気工業としては、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、公正性担保措置との関係で特段問題となることはない旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

また、以下の記載のうち、住友電気工業において実施した措置については、住友電気工業から受けた説明に基づくものです。

①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年11月29日に開催された当社取締役会における決議により、特別委員会を設置いたしました。かかる特別委員会の設置に先立ち、当社は、住友電気工業から、当社を完全子会社化したい旨の提案を受けた2022年11月2日から、住友電気工業から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、大江橋法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員に対して、住友電気工業から本取引の提案を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引の取引条件の妥当性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、大江橋法律事務所の助言を得つつ、特別委員会の委

員の候補となる当社の独立社外役員の独立性及び適格性等についても確認を行いました。その上で、当社は、住友電気工業からの独立性を有すること（百合野正博氏、平林幸子氏、田中等氏及び佐伯剛氏と住友電気工業又は当社との間に重要な利害関係は存在しないことを確認しております。）、及び本取引の成否に関して少数株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、大江橋法律事務所の助言を得て、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく、長年にわたる大学教授としての経験を通じて培った会計及び監査に関する知見を有する百合野正博氏（当社独立社外取締役、同志社大学名誉教授、学校法人同志社監事）、長年にわたり金融業務に携わり、その経歴を通じて培った経営、財務及び会計に関する知見を有する平林幸子氏（当社独立社外取締役、京都中央信用金庫相談役、学校法人立命館理事・評議員）、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する田中等氏（当社独立社外監査役、弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士・代表社員、テイカ株式会社社外取締役）、並びに長年にわたる企業への法定監査に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する佐伯剛氏（当社独立社外監査役、公認会計士）の4氏を特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。

その上で、当社は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2022年11月29日開催の当社取締役会における決議により特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。また、当社取締役会は、特別委員会の設置にあたり、本取引に関する意思決定を行うに際して、特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定することとし、特別委員会が本取引の条件を妥当でないと判断した場合、当該条件による本取引を承認しないものとするを決議しました。さらに、当社取締役会は、特別委員会に対し、(i) 当社の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(ii) 本取引の取引条件等に関する交渉について当社に対して意見を述べる権限、(iii) 当社が選任した当社の外部専門家アドバイザーを承認（追認を含む。）する権限、(iv) 当社の費用負担において、当社の外部専門家アドバイザーに助言を求める権限、(v) 当社の費用負担において、特別委員会独自の第三者算定機関を選任し、助言を求める権限（株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得依頼を含む。）を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役全員において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

特別委員会は、2022年11月29日から2023年2月2日までの間に合計9回、合計約15時間にわたって開催されたほか、各会日間においても頻繁に電子メールやWeb会議を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行しております。

具体的には、特別委員会は、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに当社の法務アドバイザーである大江橋法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認するとともに、特別委員会としてもこれらのアドバイザーから専門的助言を受けることに異議がないことを確

認しております。

また、特別委員会は、第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、2022年12月13日、住友電気工業及び当社から独立した独自の第三者算定機関としてプルータスを選任いたしました。特別委員会は、プルータスが住友電気工業及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性に問題がないことを確認しております。

その上で、特別委員会は、大江橋法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

特別委員会は、住友電気工業に対して、本取引を実施する目的・理由等、この時期に本取引を行うことを選択した背景・目的、本取引後の当社の経営方針・ガバナンス等、本取引のデメリット、本取引の手続・条件等について、書面による質問を送付し、これらの事項について、特別委員会において住友電気工業の羽藤秀雄氏（代表取締役・専務取締役）からの書面による回答を踏まえて直接説明を受け、質疑応答を行っております。

また、特別委員会は、当社の齋藤成雄氏（代表取締役会長）、松下芳弘氏（代表取締役社長）、寺本幸文氏（常務取締役）、小林賢司氏（常務取締役）、西川公人氏（常務執行役員）、新田和久氏（常務執行役員）、岩永健治氏（経営企画部長）及び井門宏之氏（法務部長）に対して特別委員会への出席を求め、本取引の意義・目的等、本取引の実施時期・方法、本取引後の当社の経営方針・ガバナンス等、当社の株式価値の考え方、その他の事項等について当社経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

加えて、特別委員会は、プルータスから受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、当社が作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしております。当社は、特別委員会による本事業計画の確認、承認を踏まえ、2022年12月23日に開催された当社取締役会において、本事業計画の内容を決議し、同日、住友電気工業及び野村證券に提示しております。その上で、下記「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「④当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びプルータスは、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びプルータスから、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答を行い、その算定結果の差異について検討した上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、下記「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「④当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、特別委員会は、2023年2月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からは三菱UFJモルガン・スタンレー証券が当社に提出した本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の提出を受け、また、プルータスからは本フェアネス・オピニオン（プルータス）の提出を受けておりますが、その際、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びプルータスから、それぞれ本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容及び重要な前提条件について説明を受け、これを確認し

ております。

また、特別委員会は、2023年1月5日に当社が住友電気工業から本公開買付価格を1株当たり1,550円（前営業日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,278円に対し、21.28%のプレミアム）とする最初の提案を受領して以降、当社が住友電気工業から公開買付価格についての提案を受領する都度、当社及び当社において交渉を担当する三菱UFJモルガン・スタンレー証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、プルータスから受けた財務的見地からの助言及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から聴取した財務的見地からの意見も踏まえてその内容を審議・検討を行いました。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から住友電気工業に対する交渉方針及び回答書について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して指示・要請を行う等、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しました。その結果、当社は、2023年1月31日、住友電気工業から本公開買付価格を1株当たり1,700円とすることを含む提案を受領し、同年2月2日、当社より住友電気工業からの提案を受諾する旨の回答を行ったことで、住友電気工業との間で本公開買付価格を1,700円とすることについて、合意に至りました。結果として、計4回、最初の価格提案から、9.68%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っております。

さらに、特別委員会は、大江橋法律事務所から、複数回、本意見表明プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

（iii）判断内容

特別委員会は、以上の経緯の下で、プルータスから受けた財務的見地からの助言、並びに2023年2月1日付で提出を受けた本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同月2日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

（a）答申内容

- i. 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものであると考えられる。
- ii. 本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）は妥当であると考えられる。
- iii. 本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iv. 当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、本公開買付け後に当社を完全子会社とするための手続を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

（b）答申理由

- i. 以下の点より、本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的であると考えられる。
 - ・ 特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社

の企業価値の具体的内容や本取引成立後の当社の経営方針に関する住友電気工業の考え等について、当社及び住友電気工業に対して質疑を行った結果、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」及び本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(i) 本公開買付けの背景」、「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯・目的」及び「③本公開買付け後の経営方針」、並びに「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載の内容の説明に不合理な点は認められない。

- ・ 当社を取り巻く市場環境、当社の事業課題、住友電気工業グループと当社グループの顧客基盤、事業基盤等の相互活用における一定の制約、当社の事業における今後の見通し等に鑑み、本取引を実施することは、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」及び本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載の各シナジー効果を獲得し、当社の事業課題克服に繋がるものが期待できるものであり、本取引により想定される一定のディスシナジーを考慮したとしても、従業員を含む全てのステークホルダーにとって、当社の企業価値向上に資すると認められる。
- ii. 以下の点より、本取引の取引条件（本取引における対価を含む。）は妥当であると考えられる。
 - ・ 特別委員会は、本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本株式価値算定書（プルータス）において用いられた算定方法等について詳細な説明を受け、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びプルータスに対して、評価手法の選択、市場株価法における市場株価・出来高についての分析、類似会社比較法における類似会社の選定及びマルチプルとして用いた指標の選定、DCF法における算定の基礎となる当社の事業計画、当該事業計画を基礎とした財務予測、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行い、その算定結果の差異について検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められず、当該算定の前提となっている当社の財務予測の作成過程において不合理な点は見受けられなかった。
 - ・ 本公開買付価格である1株当たり1,700円は、本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本株式価値算定書（プルータス）による市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）による類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回っている。また、本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本株式価値算定書（プルータス）によるDCF法による算定結果のレンジの範囲内であり、かつ本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）によるDCF法による算定結果のレンジの中央値（DCF法による算定の基礎となる割引率について、その感応度分析に

において用いた数値の中央値を使用して算出された当社株式の1株当たりの株式価値。)に近い水準となっていることが認められる。

- ・ 本公開買付価格(1,700円)は、2023年2月1日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,373円に対し23.82%、2023年2月1日から直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円に対して29.87%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円に対して28.40%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円に対して23.64%のプレミアムが加算されたものであり、本取引と類似する非公開化を目的とした他の公開買付けの事例(注)におけるプレミアムの水準の範囲内であり、当社株式の直近5年間の終値最高値である1,643円及び場中最高値である1,674円を超える水準であることを確認した。

(注) 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2023年1月31日までに公表された買付代金500億円以上かつ公開買付け前の公開買付者及び特別関係者の議決権合計割合25%以上の非公開化事例(ただし、ファンドによる買収事例、MBO事例及びリーク等により参照することが適切ではないと考えられる事例を除く)17件におけるプレミアム割合を参照。これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムのレンジは、順に17~85%、21~82%、22~81%、11~80%。

- ・ 下記iii.に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に至る交渉過程の手続きは公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。
- ・ 本取引は、住友電気工業による現金を対価とする公開買付け及びその後の本非公開化手続(株式等売渡請求又は株式併合。なお、本プレスリリースにおける本スクイズアウト手続と同義です。)の実施による二段階買収という方法が予定されているところ、この方法は、本取引と類似の事例において採用される一般的な手法であること、少数株主が対価について異議を述べる機会も確保されていること等から、手続として合理性が認められる。
- ・ 本公開買付価格が当社の株主(住友電気工業及びその関係会社を除く。)にとって財務的な見地より妥当である旨の本フェアネス・オピニオン(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)及び本フェアネス・オピニオン(プルータス)を取得している。

iii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。

- ・ 当社は、当社が住友電気工業の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、本取引の公正性を担保するという観点から、本取引について検討するにあたっては、当社及び住友電気工業から独立した財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券並びに法務アドバイザーである大江橋法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社及び住友電気工業から独立した特別委員会を設置の上、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主

の利益の確保の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。なお、当社取締役会は、特別委員会の設置にあたり、本取引に関する意思決定を行うに際して、特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定することとし、特別委員会が本取引の条件を妥当でないと判断した場合、当該条件による本取引を承認しないものとすることを決議している。

- ・ 特別委員会は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び大江橋法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の財務アドバイザー及び法務アドバイザーとして承認するとともに、特別委員会としてもこれらのアドバイザーから専門的助言を受けることに異議がない旨を確認している。また、特別委員会は、プルータスの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、プルータスを独自の第三者算定機関として選任し、住友電気工業との交渉方針を含む財務的見地からの助言を受けている。
- ・ 当社は、特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を住友電気工業との間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券を窓口として、特別委員会が承認した回答書の提示を含む価格交渉を住友電気工業の財務アドバイザーである野村證券を介して実施し、当社と住友電気工業の交渉の結果として、1株当たり1,700円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり1,550円とする住友電気工業の当初の提案より、総額150円（当初提案からの引上げ率9.68%）（小数点以下第三位を四捨五入しております。）の価格の引上げを受けている。
- ・ 当社取締役会において、当社の取締役6名全員において審議の上、全員一致により本取引に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を予定しており、当該決議は、同取締役会に参加する当社の監査役5名全員から上記決議を行うことについて異議がない旨の意見が得られることが前提とされている。
- ・ 当社の取締役のうち、齋藤成雄取締役、松下芳弘取締役及び寺本幸文取締役の3名は、住友電気工業の出身であるが、いずれの者も当社のみ在籍してから一定期間以上が経過しており、また、本取引に関して、住友電気工業側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと認められる。
- ・ 住友電気工業及び当社は、当社が住友電気工業以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。
- ・ 当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（住友電気工業及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定す

る予定であることから、当社の株主に対して本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。

- ・ 住友電気工業は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付け期間を32営業日とし公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保している。
- ・ 特別委員会は、当社が提出予定の意見表明報告書及び意見表明プレス、並びに住友電気工業が公表予定の公開買付け届出書の各ドラフトの内容について説明を受け、大江橋法律事務所からも助言を受けてその内容を確認した。
- ・ 本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しない予定とのことである。この点、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると考えられ、かつ、その取引条件には妥当性が認められるが、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することは、このような本取引に関して、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もある。また、本取引では、当社において他に十分な公正性担保措置が講じられている。これらの点を総合的に考慮すれば、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられる。
- ・ 本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が住友電気工業より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。

- iv. 以上のとおり、本取引の目的は合理的なものであり、本取引の取引条件は妥当であり、また、本取引においては公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられるから、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、本公開買付け後に当社を完全子会社とするための手続を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び住友電気工業との関係

特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、住友電気工業及び当社から独立した独自の第三者算定機関であるプルータスに対し、当社株式の価値算定及び本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2023年2月1日付で、本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）を取得いたしました。

なお、当社取締役会は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2023年2月2日、特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の提出を受けており、これらの内容

も踏まえて、下記「⑦当社の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の決議を実施しております。

プルータスは、住友電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会は、第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等を検討の上、プルータスを独自の第三者算定機関として選任しております。また、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

プルータスは、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	：	1,309円～1,375円
類似会社比較法	：	1,536円～1,925円
DCF法	：	1,636円～2,009円

市場株価法では、基準日を2023年2月1日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所における当社株式の基準日の終値1,373円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,309円から1,375円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社事業を、電力機器事業等とビーム・プラズマ事業に分類して価値評価を行うサム・オブ・ザ・パーツ分析（以下「SOTP分析」といいます。）を実施いたしました。類似会社の選定においては、電力機器事業等と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社明電舎、株式会社ダイヘン及び株式会社東光高岳、ビーム・プラズマ事業と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社アルバックを選定した上で、事業価値に対するEBIT及びEBITDAの倍率を用いて株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,536円から1,925円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2026年3月期までの4期分事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2023年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,636円から2,009円までと算定しております。なお、割引率は7.563%～9.630%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

プルータスがDCF法の算定の前提とした当社の本事業計画に基づく連結財務予測は以下

のとおりです。なお、ブルータスがDCF法による算定に用いた当社作成の本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引により実現することが期待できるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。なお、上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(ii) 検討の経緯」に記載のとおり、特別委員会が本事業計画の内容及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(単位：百万円)

	2023年3月期 (第4四半期)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	51,998	145,884	151,075	160,754
営業利益	8,474	16,809	19,469	20,226
E B I T D A	9,230	21,489	24,457	25,566
フリー・キャッシュ・フロー	3,008	10,831	11,022	10,098

(iii) 本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の概要

特別委員会は、2023年2月1日付で、ブルータスから、本公開買付価格である1株当たり1,700円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオン（ブルータス）を取得しております（注）。本フェアネス・オピニオン（ブルータス）は、当社が作成した本事業計画に基づく当社株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり1,700円が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）は、ブルータスが、当社から、当社グループの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での当社グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) ブルータスは、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、当社から提供され又は当社と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、当社株式の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にそれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

ブルータスが、本フェアネス・オピニオン（ブルータス）の基礎資料として用いた当社の本事業計画その他の資料は、当社の経営陣により現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。

ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の

資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提供も受けておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社及び関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスは、法律、会計又は税務の専門機関ではなく、本公開買付けに関する法律、会計又は税務の問題点の有無等を独立して分析又は検討を行うものではなく、その義務も負うものでもありません。

本フェアネス・オピニオン（プルータス）は、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスが入手している情報に基づいてその作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化により本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容に影響を受けることがあります。プルータスは、そのような場合であっても本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオン（プルータス）は、本フェアネス・オピニオン（プルータス）に明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオン（プルータス）の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオン（プルータス）は、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から不利益なものではなく公正なものであることについて意見表明するとともに、本公開買付け実行の是非及び本公開買付けに関する応募その他の行動について意見表明や推奨を行うものではなく、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではありません。

また、本フェアネス・オピニオン（プルータス）は、本公開買付価格に関する当社取締役会及び特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③当社における独立した法務アドバイザーからの助言の取得

当社は、上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、住友電気工業及び当社から独立した法務アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、大江橋法律事務所は、住友電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び住友電気工業との関係

当社は、住友電気工業から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公正性を担保する措置として、当社及び住友電気工業から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して、当社株式の株式価値算定及び本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、

三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、2023年2月1日付で本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を取得いたしました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び住友電気工業の関連当事者に該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び少数株主に対する本スクイズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び仮に本取引が不成立となった場合は当社に相応の金銭負担が生じない報酬体系であることを勘案の上、上記の報酬体系により三菱UFJモルガン・スタンレー証券を当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。

（ii）当社株式に係る算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法	：	1,309円～1,375円
類似企業比較法	：	1,345円～1,549円
DCF法	：	1,551円～1,909円

市場株価法では、基準日を2023年2月1日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値1,373円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,309円から1,375円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社事業を、電力機器事業等とビーム・プラズマ事業に分類して価値評価を行うSOTP分析を実施いたしました。類似会社の選定においては、電力機器事業等と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社明電舎、株式会社ダイヘン及び株式会社東光高岳、ビーム・プラズマ事業と比較的類似する事業を営む上場会社として株式会社アルバックを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、さらに当社が保有する現金及び現金同等物の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,345円から1,549円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2026年3月期までの4期分事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2023年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算出した企業価値に、当社が保有する現金及び現金同等物の価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,551円から1,909円までと算定しております。割引率は5.40%～7.40%を採用しており、継続価値の算定にあ

たつてはエグジット・マルチプル法を採用し、企業価値に対するEBITDAの倍率を4.00倍～5.50倍としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF法の算定の前提とした当社が作成した本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF法による算定に用いた本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引により実現することが期待できるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2023年3月期 (第4四半期)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	51,998	145,884	151,075	160,754
営業利益	8,474	16,809	19,469	20,226
EBITDA	9,615	21,741	24,457	25,526
フリー・キャッシュ・フロー	3,030	10,850	10,864	9,940

(iii) 本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の概要

当社は、2023年2月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、本公開買付価格である1株当たり1,700円が、当社の株主（住友電気工業及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当であると判断した旨の本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）を取得しております。なお、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）は、当社から提出した事業計画その他財務情報の分析及び検討並びに当社及び特別委員会との質疑応答を経て、三菱UFJモルガン・スタンレー証券により実施された当社株式の価値算定結果の検討に加え、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る当社及び特別委員会との質疑応答、並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券内部の手續に従い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の投資銀行本部その他のプロフェッショナルにより構成されるコミッティーによる承認を経て発行されております。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及びその基礎となる当社株式の株式価値の分析は、当社取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものであり、本公開買付けにおける公開買付価格が、2023年2月1日現在、当社の株主（住友電気工業及びその関係会社を除きます。）にとって財務的見地から妥当であるか否かのみを対象とするものです。本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び分析は、本公開買付け後の当社株式の株価について何ら言及するものではありません。本公開買付けに関する一切の当社の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行ったりするものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の公開買付価格を当社取締役会に推奨することはしておらず、また、特定の公開買付価格が本公開買付けにとって唯一適切なものとして推奨することもしません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見表明及びその分析にあたり、既に公開されている情報又は当社によって提供された情報が正確かつ完全なものである

ことを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の2023年3月期第3四半期の監査済財務諸表を、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の作成時において、当社から提供を受けておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見を表明するにあたり、提供された社内用財務諸表がすべての面において正確であること、また記載された項目を公正に示すものであることを、個別の検証を行うことなく前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の作成にあたり、本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットを検討していますが、このような戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関連した契約に記された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等は全て取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本取引により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については、独自の検証を行うことなく、当社並びにその監査法人及び法務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び当社の関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び分析は、2023年2月1日における経済、金融、市場その他の状況及び2023年2月1日までに三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。2023年2月1日以降に生じる事象が、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び分析並びに本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）における意見を表明するに当たり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社の関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、住友電気工業を除き、当社自体又は当社を構成する事業の一部の買収可能性についての興味を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に示したいかなる取引主体との交渉を行っておりません。本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）のその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも

部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析又は要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは、当社又は住友電気工業が制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本取引の公表及び本取引における少数株主に対するスクイズアウトの完了を条件としています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、銀行業務（当社及び住友電気工業に対する貸付業務を含みます。）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（以下「金融サービス」と総称します。）の提供を行っております。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社は、住友電気工業、当社若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、住友電気工業、当社若しくは本取引に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社の金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びその関係会社並びにその取締役及び役員は、住友電気工業、当社若しくは本取引に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本取引に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、住友電気工業、当社若しくは本取引に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

⑤住友電気工業における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び住友電気工業との関係

住友電気工業は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、住友電気工業及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は住友電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

(ii) 当社株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が存在し類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、住友電気工業は2023年2月2日付で野村證券から株式価値算定書（以下「住友電気工業株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです（注）。

住友電気工業は、第三者算定機関である野村證券より住友電気工業株式価値算定書を取得し、住友電気工業における取締役会において、本公開買付価格が当該算定結果のレンジ内にあることを確認のうえ本公開買付価格を判断・決定しているとのことです。

なお、住友電気工業は、住友電気工業及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保する措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的には、上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」乃至下記「⑨当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置」）を実施し、当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村證券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：	1,309円～1,375円
類似会社比較法：	1,029円～1,904円
DCF法：	1,463円～1,925円

市場株価平均法では、2023年2月1日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値1,373円、直近5営業日の終値単純平均値1,341円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円を基に当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,309円から1,375円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,029円から1,904円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の2023年3月期から2026年3月期までの4期分の事業計画における収益や投資計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2023年3月期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,463円から1,925円までと算定しているとのことです。

なお、DCF法において前提とした事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現されることが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

住友電気工業は、野村證券から取得した住友電気工業株式価値算定書の算定結果に加え、2022年12月上旬から2023年1月中旬まで住友電気工業において実施した当社に対するデュ

一・ディリジェンスの結果、本公開買付価格に影響を与えるような重大な事項が発見されなかったこと、当社の財務状況、2019年1月以降に公表された上場親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例39件（プレミアム水準の単純平均値は、公表日直前が46.6%、直近1ヶ月間が47.5%、直近3ヶ月間が47.3%、直近6ヶ月間が45.2%でありプレミアム水準の中央値は、公表日直前が44.4%、直近1ヶ月間が44.6%、直近3ヶ月間が43.1%、直近6ヶ月間が43.6%）、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月2日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり1,700円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は住友電気工業株式価値算定書の市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内の価格になるとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2023年2月1日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,373円に対して23.82%、2023年2月1日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,309円に対して29.87%、2023年2月1日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,324円に対して28.40%、2023年2月1日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,375円に対して23.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

(注) 野村證券は、当社株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、住友電気工業及び当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023年2月1日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友電気工業の取締役会が当社の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

⑥当社における独立した検討体制の構築

当社は、住友電気工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、住友電気工業から当社を住友電気工業の完全子会社とする取引に係る初期的な提案を受けた時点後速やかに、当社の経営企画部、経理部、電力・環境システム事業本部、ビーム・プラズマ事業本部、装置部品ソリューション事業統括部、研究開発本部、生産技術本部、法務部及び人事部の各部署からの役職員9名（住友電気工業からの出向者や住友電気工業から転籍して3年を経過していない者は含まれておりません。）からなる検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、特別委員会とともに、当社と住友電気工業との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程に関与してまいりました。また、当社は、当社と住友電気工業との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点か

ら、現に住友電気工業の役職員を兼務する当社の役職員のみならず、直近まで住友電気工業の役職員であった当社の役職員も関与させておりません。

当社が構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含む。）は、大江橋法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、特別委員会の確認を得ております。

⑦当社の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、大江橋法律事務所から受けた法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）及び本フェアネス・オピニオン（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）の内容、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオン（プルータス）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、(i) 本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、(ii) 本公開買付け価格を含む本取引の取引条件は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年2月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役6名全員において審議の上、全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

また、上記2023年2月2日開催の当社取締役会には、当社の監査役5名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、齋藤成雄氏（代表取締役会長）、松下芳弘氏（代表取締役社長）及び寺本幸文氏（常務取締役）の3名は、住友電気工業の出身ですが、いずれの者も当社のみ在籍してから3年以上が経過しており、また、本取引に関して、住友電気工業側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本取引における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、かつ、取締役会の定足数を確保するという観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。以上の取扱いについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえたものであり、公正性の観点から問題がないことについて、特別委員会の確認を得ております。

⑧他の買付者からの買付機会を確保するための措置

住友電気工業及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

住友電気工業は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、住友電気工業が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（住友電気工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の本株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（住友電気工業及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、住友電気工業は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を32営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、住友電気工業及び当社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

住友電気工業は当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社は、2022年6月17日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社である住友電気工業株式会社との取引の条件については、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しております。また、2021年11月26日付けで、社外役員で構成する『親子取引審議委員会』を設置し、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、同委員会でも審議・検討を行った上、取締役会に付議しています。」と示しております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性を担保するための措置を講じており、また、親子取引審議委員会で審議・検討を行っており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、2023年2月2日、特別委員会から、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨を内容とする本答申書を入手しております。

なお、本答申書は、本公開買付けが成立した後における、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の住友電気工業による当社の完全子会社化が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見も兼ねていることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上